

赤穂市へ転入された皆さまへ

(平成 30 年4月1日一部改正)



転入者定住支援金のお知らせ

赤穂市では、市内で住宅を取得し、定住する意思をもって転入され、次の要件をすべて満たす方へ「転入者定住支援金」として赤穂商工会議所が発行する商品券をお贈りします。

1. 支援金の交付要件

次の要件をすべて満たす方が対象となります。

(1)平成28年4月1日から平成32年3月31日までの間に住宅を取得して転入された方。

(転入日以後、1年以内に住宅を取得された方も対象となります。)

(注)「住宅を取得」とは、自ら居住するために住宅を新築または購入(中古住宅、分譲マンションを含みます。)し、所有権保存登記又は所有権移転登記することをいいます。

(2)赤穂市に定住する意思がある方

(3)転入された方(ただし、転入前1年の間に赤穂市住民基本台に記載があった方は除きます。)

(4)取得した住宅の所有権割合が、世帯全員で5割以上であること

(5)これまでに、この支援金又は赤穂市若者世帯住宅取得支援金を受けたことがない方

(6)住宅の延床面積の2分の1以上に相当する部分を、専ら自己の居住用に供しており、当該部分の延床面積が50平方メートル以上であること。

2. 支援金の額

1人で転入した場合10万円、2人以上で転入した場合20万円分の赤穂商工会議所が発行する商品券(額面1,000円)

※ 申請日において、義務教育終了前の世帯員がいる場合、1人につき5万円を加算します。

3. 支援金交付申請手続き

転入された日から1年以内に次の書類を添えて交付申請してください。

(1)世帯全員の住民票(続柄入り)

(2)建物(住宅)の全部事項証明書またはその写し(申請時において建物が未登記のときは、登記後速やかに提出してください。)

(3)その他市長が必要と認める書類

(注意!)当支援金の対象者は、転入後1年以内の申請者に限りませのでご注意ください。

4. その他

(1)支援金の交付を受けた方には、赤穂市の印象や転入された動機などの簡単なレポートを提出していただきます。

(2)支援金の交付要件確認のため、市職員が住民基本台帳等の情報を確認します。

(3)偽りや不正な行為により支援金の交付を受けたときなどは、交付した支援金を返還していただく場合があります。

【お問合せ先】 〒678-0292 赤穂市加里屋 81 番地
赤穂市 市民部 市民対話課 定住推進担当
TEL:0791-43-6812 FAX:0791-43-6810